



学校環境衛生活動の推進に向けて

令和5年1月22日（日）

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課
健康教育調査官 鈴木貴晃

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

2. 国・県・市町村・学校等の責務

3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題

4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

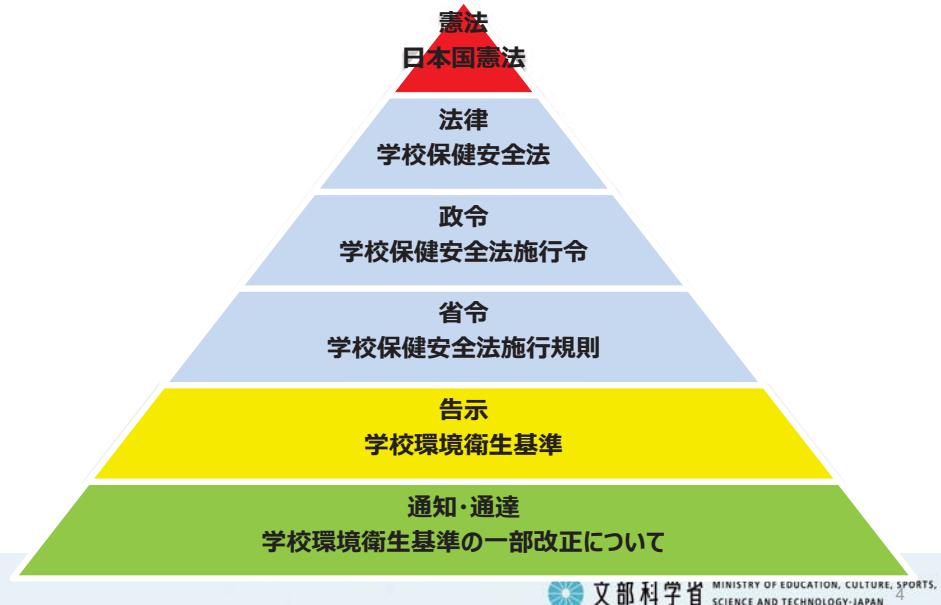
2. 国・県・市町村・学校等の責務

3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題

4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施
環境衛生検査の位置づけ



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

環境衛生検査を実施する目的

<学校保健安全法>

(目的)

第1条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

定期、臨時に環境衛生検査及び日常点検

<学校保健安全法施行規則>

(環境衛生検査)

第1条 学校保健安全法第5条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第6条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

(日常における環境衛生)

第2条 学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

環境衛生検査に係る計画の策定、実施

<学校保健安全法>

(学校保健計画の策定等)

第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の義務化

昭和39年6月に、「学校環境衛生の基準」を参考にするよう文部省体育局長が通知



平成4年6月に、「学校環境衛生の基準」に基づき学校における環境衛生検査の徹底を図るよう文部事務次官が通知



平成20年1月に中央教育審議会が、「「学校環境衛生の基準」に基づいた定期検査は、必ずしも完全に実施されていない状況があり、定期検査の実施、検査結果に基づく維持管理・改善のため、法制度の整備の検討」を答申



平成21年4月から、「学校環境衛生基準」に基づく環境衛生検査の実施を義務化

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

中央教育審議会答申（平成20年1月17日）

II 学校保健の充実を図るための方策について

2. 学校保健に関する学校内の体制の充実

(8) 学校環境衛生の維持・管理及び改善等

① 学校環境衛生の維持・管理は、健康的な学習環境を確保する観点から重要であることから 学校薬剤師による検査指導助言等により改善が図られてきたところであり、その際の基準として「学校環境衛生の基準」（平成4年文部省体育局長裁定）が定められている。しかしながら、学校において「学校環境衛生の基準」に基づいた定期検査は、必ずしも完全に実施されていない状況があり、子どもの適切な学習環境の確保を図るためにには、定期検査の実施と検査結果に基づいた維持管理や改善が求められている。そのため、完全に実施されていない要因やその対策について十分検討した上で、現在ガイドラインとして示されている「学校環境衛生の基準」の位置付けをより一層明確にするために法制度の整備を検討する必要がある。

中央教育審議会答申（平成20年1月）より抜粋



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

学校環境衛生基準の概要

学校環境衛生基準の施行について（通知）（抄）

21文科ス第6013号

平成21年4月1日

文部科学省スポーツ・青少年局局長通知

学校における環境衛生管理の徹底については、かねてから御配慮をお願いしているところですが、このたび、学校保健法等の一部を改正する法律により改正された学校保健安全法第6条第1項の規定に基づき、別添のとおり、「学校環境衛生基準」が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されました。

本基準の概要及び留意事項については、下記のとおりですので、本基準に基づき学校における環境衛生検査並びに法第6条の趣旨を踏まえた適切な環境の維持に努めるとともに、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合の改善のために必要な措置の実施につき遺漏のないよう願います。

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

中央教育審議会答申（平成20年1月17日）

また、域内の学校における日々の環境衛生を含む学校健康管理に関する諸課題に対応するために、都道府県の教育委員会には専門性を有する学校保健技師を置くことができる」とされているものの、約半数の都道府県（26府県）では配置されておらず、また、その多くが非常勤となっている。

環境衛生などの諸課題に対しては、専門的な見地から可能な限り早期の助言指導を行う必要があること、維持管理や改善について市町村の教育委員会や関係機関との連携を図ることの必要があることから、学校保健技師の活用が望まれる。

中央教育審議会答申（平成20年1月）より抜粋



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

学校環境衛生基準の概要

記

第一 本基準の概要

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。）に係る学校環境衛生に関して、検査項目及びその基準を定めたこと。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生に関して、検査項目及びその基準を定めたこと。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準

1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生に関して、検査項目及びその基準を定めたこと。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

1 水泳プールに係る学校環境衛生に関して、検査項目及びその基準を定めたこと。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、毎授業日に点検を行う検査項目及びその基準を定めたこと。

2 点検は、官能法によるものほか、第1から第4に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとすること。¹²

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

学校環境衛生基準の一部改正

平成21年4月1日	学校環境衛生基準 (平成21年文部科学省告示第60号) 施行	学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、「学校環境衛生基準」を学校保健安全法に基づくものとして位置付けた。
平成30年4月1日	学校環境衛生基準 (平成30年文部科学省告示第60号) 施行	学校保健安全法附則第2条の規定を踏まえ、「学校環境衛生基準」全体を確認し、一部改正
令和元年7月1日	学校環境衛生基準 (令和元年文部科学省告示第18号) 施行	不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整理等に関する告示（整理告示） 工業標準化法 → 産業標準化法 日本工業規格 → 日本産業規格
令和3年4月1日	学校環境衛生基準 (令和2年文部科学省告示第138号) 施行	「室内空気中化学物質の室内濃度指針値」（厚生労働省）の指針値の改定に伴う一部改正 キシレン 870 µg/m³ (0.20ppm) → 200 µg/m³ (0.05ppm)
令和4年4月1日	学校環境衛生基準 (令和4年文部科学省告示第60号) 施行	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一改正に伴う一部改正 温度 17°C以上、28°C以下であることが望ましい → 18°C以上、28°C以下であることが望ましい 一酸化炭素 10ppm → 6ppm

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

保健室の備品等

保健室の備品等について（通知）（抄）

2文科初第1633号

令和3年2月3日

文部科学省初等中等教育局長通知

保健室の備品等の基準については、昭和33年6月16日付け文体保第55号体育局長通達「学校保健法および同法施行令等の施行にともなう実施基準について」及び、昭和61年4月1日付け文体保第105号体育局長通達「保健室の備品等について」において示しているところです。学校における保健室の役割は、健康診断や健康相談、保健指導、救急措置など学校保健の中核を担っており、求められる機能や備えるべき備品についても、社会の状況や学校の環境、児童生徒の健康問題等を踏まえ、その内容や品目を適宜見直す必要があります。この度、これらの観点から同通達の「4 保健室について」を下記のとおり改めましたので、この改定を踏まえ、保健室の機能及び備品について整備を図るようお願いします。

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

学校環境衛生管理マニュアル



・制作：平成30年6月
・掲載URL：
[https://www.mext.go.jp/component/a.../afielfile/2018/07/31/1292465_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afielfile/2018/07/31/1292465_01.pdf)



第I章 学校環境衛生活動

第II章 学校環境衛生基準

- 第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準
- 第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準
- 第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準
- 第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準
- 第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準
- 第6 雜則

第III章 参考資料

14

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

保健室の備品等

記

4 保健室について

- (1) 保健室は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第7条の規定により、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うために設けられるものであるから、これに応じた設備をすることが必要であること。
- (2) 保健室は、使用に便利で通風、採光の良好な位置に設けるとともに、地域の実態に応じて冷暖房の設備を備えることが必要であること。
- (3) 保健室には、最低限、別紙の備品を備えることが適当であるが、その品目、数量等については、学校の種別、規模等に応じて適宜措置するものとし、例えば、学校環境衛生検査に使用する機器等で、年間の使用頻度が数回程度のものについては、数校の兼用として差し支えないものであること。

16

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施 保健室の備品

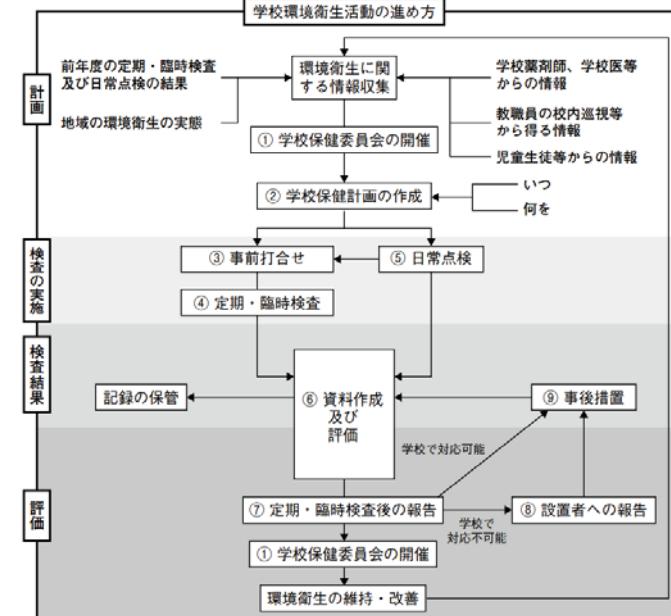
保健室の備品						別紙	
区分	品名	区分	品名	区分	品名	区分	品名
一般備品	机(救急処置用・事務用)	身長計	体温計	環境衛生用	測温儀計(0.5度目盛りは間隔以上のもの)		
	いす(救急処置用・事務用)	体重計	ピンセット		風速計		
	ベッド	巻尺	ピンセッテッド立て		WBGT(暑さ指數)計		
	寝具類及び寝具入れ	国際標準式試視力表及び照明装置	刃刀		照度計		
	救急処置用寝台及びまくら	遮光器	塵盆		ガス採取器セット		
	脱衣かご	視力検査用指示棒	ガーゼ缶		塵埃計		
	長いす(待合用)	色覚異常検査表	消毒盤		騒音計		
	器械戸棚	オーディオメータ	毛抜き		黒板検査用色票		
	器械卓子	頸帯鏡	副木、副子		水質検査用器具		
	万能つぼ	捲綿子	携帯用救急器具		ブルー用水温計		
健診・健康相談用	洗面器及び洗面鏡スタンド	消息子	担架		ブルー水質検査用器具		
	薬品戸棚	耳鏡	マウス・トゥ・マウス用マスク		ダニ検査キット		
	書類戸棚	耳鼻科用ピンセット	松葉杖				
	健康関係書類格納庫	鼻鏡	救急処置用踏み台				
	ついたて	咽頭捲綿子	洗眼瓶				
	湯沸器具	舌圧子	洗眼受水器				
	ストーブウォッチ	齒鏡	滅菌器(オートクレーフを含む)				
	黒板(ホワイトボードを含む)	歯科用探針	汚物投入器				
	機中電灯	歯科用ピンセット	氷のう、氷まくら				
	温度計	聴診器	電気あんか				
保健室備品	冷凍冷蔵庫	打診器					
	各種保健教育資料	血圧計					
		照明灯					
		ペンライト					

17

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

学校環境衛生検査票及び校長宛報告書（様式）

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施 学校環境衛生活動の進め方



18

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

2. 国・県・市町村・学校等の責務

3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題

4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組

2. 国・県・市町村・学校等の責務 国及び地方自治体等の責務



<学校保健安全法>

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校環境衛生基準)

第6条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

※学校保健安全法第6条第1項は抜粋



2. 国・県・市町村・学校等の責務 国の責務（学校保健関係の地方交付税措置）



以下、普通交付税において措置されている。

別紙1

- 1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬が措置されていること。
[道府県分]
(1) [高等学校費(生徒経費)]：非常勤校医等手当 74,191 千円
(2) [特別支援学校費(学級経費)]：学校医 62 名、学校薬剤師 14 名 15,142 千円
[市町村分]
(1) [小学校費(学校経費)]：学校医 4 名、学校歯科医 1 名、学校薬剤師 1 名 1,018 千円
(2) [中学校費(学校経費)]：学校医 4 名、学校歯科医 1 名、学校薬剤師 1 名 992 千円
(3) [高等学校費(生徒経費)]：非常勤校医等手当 1,201 千円
- 3 学校環境衛生検査に係る委託に要する経費が措置されていること。
(1) 道府県分： [その他の教育費(保健体育費)] 10,278 千円
(2) 市町村分： [その他の教育費(保健体育費)] 5,219 千円

23

2. 国・県・市町村・学校等の責務 国の責務（学校保健関係の地方交付税措置）



令和4年度学校保健関係の地方交付税措置の主な内容について
(抄)

事務連絡

令和4年10月21日
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和4年度における学校保健関係の地方交付税措置の主な内容について別紙1のとおりお知らせします。

各都道府県・指定都市教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会に対して、周知方よろしくお願ひします。

なお、別紙1に示した地方交付税額の費用算定の基礎となる、標準団体又は標準施設の行政規模については別紙2のとおりです。

22

2. 国・県・市町村・学校等の責務 学校の設置者の責務



<学校保健安全法>

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第4条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校環境衛生基準)

第6条 (略)
2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

2. 国・県・市町村・学校等の責務

学校の設置者の責務（学校環境衛生活動に係る留意事項）



学校環境衛生基準の一部改正について（通知）（抄）

4文科初第424号
令和4年5月9日

文部科学省初等中等教育局長事務代理文部科学審議官通知

この度、別添のとおり「学校保健安全法第六条第一項の規定に基づき、**学校環境衛生基準の一部を改正**する件（令和四年文部科学省告示第六十号。以下「本基準」という。）」が公布され、令和4年4月1日から施行されました。本基準の概要及び**留意事項等については下記のとおり**ですので、その趣旨を十分御理解の上、本基準に基づき学校環境衛生検査を実施し、適切な学校環境衛生活動を行っていただくようお願いします。



2. 国・県・市町村・学校等の責務

学校または校長の責務



<学校保健安全法>

（学校保健計画の策定等）

第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、**環境衛生検査**、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境衛生基準）

第6条 （略）

2 （略）

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、**当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。**



2. 国・県・市町村・学校等の責務

学校の設置者の責務（学校環境衛生活動に係る留意事項）



記

5 学校環境衛生活動に係る留意事項

（1）学校の責務について

（略）

（2）**学校の設置者の責務について**

学校の設置者においては、学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、法第4条の規定に基づき、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

なお、「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」については、例えば、**検査器具など物的条件の整備、学校環境衛生検査委託費の財政措置等が考えられること。**

また、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より法第6条第3項の申出を受けた場合は、法第6条第2項を踏まえて適切な対応をとるよう努められたいこと。



2. 国・県・市町村・学校等の責務

校長の責務等



（定期検査）

定期検査は、それぞれの検査項目についてその実態を客観的、科学的な方法で定期的に把握し、その結果に基づいて事後措置を講ずるためのものである。したがって、定期検査に使用する測定機器はデジタル機器を含め、適正なものでなくてはならない。**検査の実施に当たっては、その内容により、学校薬剤師が自ら行う、学校薬剤師の指導助言の下に教職員が行う、又は学校薬剤師と相談の上で外部の検査機関に依頼することなどが考えられるが、いずれの場合においても各学校における検査の実施については校長の責任のもと、確実かつ適切に実施しなければならない。**

特に、検査機関に検査を依頼する場合には、検査機関に任せきりにするのではなく、検査計画の作成、検体採取（又は検体採取立会い）、結果の評価等については、学校薬剤師等学校関係者が中心となって行い、適切な検査の実施に努めなければならない。

学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践[平成30年度改訂版]



2. 国・県・市町村・学校等の責務 学校の責務等



(日常点検)

日常点検は、点検すべき事項について、毎授業日の授業開始時、授業中、又は授業終了時等において、主として官能法によりその環境を点検し、その点検結果を定期検査や臨時検査に活用したり、必要に応じて事後措置を講じたりするためのものである。各教室の環境については学級担任の役割とするなど、校務分掌等に基づき教職員の役割を明確にした上で、確実に実施する必要がある。

学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒等が学校環境衛生活動を行うことも考えられる。

学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践[平成30年度改訂版]
 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 29

2. 国・県・市町村・学校等の責務 学校薬剤師の職務



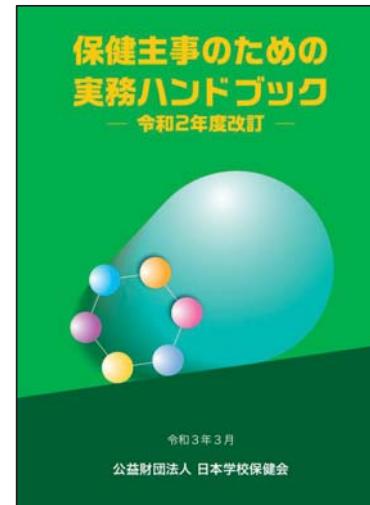
<学校保健安全法>

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

- 第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。
2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 31

2. 国・県・市町村・学校等の責務 学校保健計画の作成と実施



・制作: 令和3年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/book/s/archives/243>



学校保健に関する事項の管理

保健主事は、学校保健と学校全体の活動に関する調整、**学校保健計画の作成と実施**、学校保健に関する組織活動の推進など、学校保健に関する事項の管理に当たります。

○学校保健計画の作成と実施

保健主事は、保健教育、**保健管理**及び組織活動の内容**を盛り込んで**計画を作成するとともに、保護者等の関係者に周知を図りながら、これらを適切に実施することが求められます。

30

2. 国・県・市町村・学校等の責務 学校薬剤師の職務



<学校保健安全法施行規則>

(学校薬剤師の職務執行の準則)

- 第24条 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるところとする。
- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
 - 二 環境衛生検査に従事すること。
 - 三 学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - 四 法第八条の健康相談に従事すること。
 - 五 法第九条の保健指導に従事すること。
 - 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。
 - 八 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

32

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 32

2. 国・県・市町村・学校等の責務

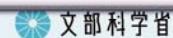
環境衛生検査・日常点検における各主体の責務



- 施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実（法第4条）
- 適切な環境の維持（法第6条第2項）

- 学校保健計画の策定・実施（法第5条）
- 環境衛生検査・日常点検の実施（施行規則第1条、第2条）
- 適正を欠く事項に対して措置を講じ、困難な場合は学校の設置者に対して申し出（法第6条第3項）

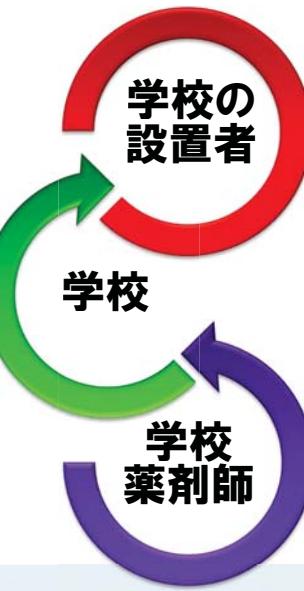
- 環境衛生検査に従事
- 必要な指導及び助言（施行規則第24条）



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 33

2. 国・県・市町村・学校等の責務

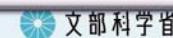
環境衛生検査・日常点検における各主体の責務



- 施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実（法第4条）
- 適切な環境の維持（法第6条第2項）

- 学校保健計画の策定・実施（法第5条）
- 環境衛生検査・日常点検の実施（施行規則第1条、第2条）
- 適正を欠く事項に対して措置を講じ、困難な場合は学校の設置者に対して申し出（法第6条第3項）

- 環境衛生検査に従事
- 必要な指導及び助言（施行規則第24条）



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 34

3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題 2020年度全国学校保健調査集計結果報告（全国と岐阜県）

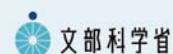
1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

2. 国・県・市町村・学校等の責務

3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題

4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組

	全国	岐阜県
学校保健計画作成について学校から確認要請があった	22.7%	68.1% (全国1位)
学校保健計画において環境衛生検査の記載が全検査項目あった	38.7%	66.7% (全国1位)
環境衛生検査を全項目実施した	35.4%	45.4%



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2020年度全国学校保健調査集計結果報告
(公社)日本薬剤師会 学校薬剤師部会



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 36

3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題 2020年度全国学校保健調査集計結果報告（岐阜県）

<学校保健計画の立案への参与>

学校保健計画の作成に当たり、学校から確認要請が「あった」
..... 68.1%

学校保健計画の作成に当たり、学校から確認要請が「なかった」
..... 31.9%

2020年度全国学校保健調査集計結果報告
(公社)日本薬剤師会 学校薬剤師部会



3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題 2020年度全国学校保健調査集計結果報告（岐阜県）

<学校保健計画への環境衛生検査の記載>

「一部の検査項目しか記載がなかった」 24.3%
「まったく記載がなかった」 0.6%



上記のうち、
「検査項目の記載がないことを問い合わせた」 19.8%
「検査項目の記載がないことを問い合わせなかつた」 80.2%

2020年度全国学校保健調査集計結果報告
(公社)日本薬剤師会 学校薬剤師部会



3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題 2020年度全国学校保健調査集計結果報告（岐阜県）

<学校保健計画への環境衛生検査の記載>

「全ての検査項目の記載があった」 66.7%

「一部の検査項目しか記載がなかった」 24.3%

「まったく記載がなかった」 0.6%

「わからない」 8.5%

2020年度全国学校保健調査集計結果報告
(公社)日本薬剤師会 学校薬剤師部会



3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題 2020年度全国学校保健調査集計結果報告（岐阜県）

<環境衛生検査の実施状況>

「全ての項目を実施した」 45.4%

「一部実施できない項目があった」 53.9%

「まったく実施していない」 0.7%

2020年度全国学校保健調査集計結果報告
(公社)日本薬剤師会 学校薬剤師部会



3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題 2020年度全国学校保健調査集計結果報告（岐阜県）

<環境衛生検査の実施状況>

- 「一部実施できなかった項目があった」…………… 53.9%
「まったく実施していない」…………… 0.7%



- 上記のうち、
「実施できていない項目の実施を要望した」……… 34.4%
「実施できていない項目の実施を要望しなかった」… 65.6%

2020年度全国学校保健調査集計結果報告
(公社)日本薬剤師会 学校薬剤師部会



3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題 2020年度全国学校保健調査集計結果報告（岐阜県）

	2回以上	1回	未実施
換気	49.2%	40.3%	10.5%
温度	61.2%	31.2%	7.6%
相対湿度	53.0%	28.7%	18.3%

2020年度全国学校保健調査集計結果報告
(公社)日本薬剤師会 学校薬剤師部会



3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題 2020年度全国学校保健調査集計結果報告（岐阜県）

<環境衛生検査の全項目実施できなかつた理由>

- 「器具が足りない」…………… 50.8%
「予算が足りない」…………… 27.0%
「計画がなかった」…………… 27.0%
「時間の都合がつかなかった」…………… 14.7%
「その他」…………… 16.8%

※複数回答可

2020年度全国学校保健調査集計結果報告
(公社)日本薬剤師会 学校薬剤師部会



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施
2. 国・県・市町村・学校等の責務
3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題
4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組



4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組 環境衛生検査に係る予算要求 例

○予算要求のスキーム

1. 検査方法の確認

- ・検査機器の使用、検査委託の別

2. 既存の検査機器の把握

- ・検査機器の全整備数
- ・検査機器の地域ごとの整備数
- ・検査機器の保管場所

- ・検査機器の使用開始年
- ・検査機器の耐用年数

3. 検査機器購入の要否確認

- ・検査機器の購入数の確認
- ・予算要求額の確認
- ・備品購入費、消耗品費での購入の別
- ・一括購入、複数年購入の検討

4. 予算要求する所属の確認

- ・検査機器購入費、検査委託費の予算要求をする所属の確認

5. 予算要求資料の作成



4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組 環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例①

令和〇年度 学校保健年間計画例（小学校）

月	保健目標	学校保健開運行事	保健管理	
			対人管理	対物管理
4	自分の体の発育状態や健康状態について知ろう	・定期健康診断 ・大掃除	・保健調査 ・健康観察の確認と実施 ・健康診断の計画と実施と事後措置(身体測定・内科検査・歯科検査・視力検査・聴力検査等) ・結核健診、運動器検査の問診 ・有所見者の生活指導 ・手洗いの励行	・清掃計画配布 ・大掃除 ・飲料水の水質及び施設・設備の検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査 ・机、椅子の高さ・黒板面の色彩の検査
5	運動会を元気に迎えよう	・定期健康診断 ・運動会 ・新体力テスト ・避難訓練	・健康観察の実施(強化)・健康相談 ・健康診断の実施と事後措置(結核検査、耳鼻科検査、眼鏡検査、尿検査等) ・有所見者の生活指導 ・運動会前の健康調査と健康管理	・照度・まぶしさ、騒音レベルの検査 ・運動場の整備
6	歯を大切にしよう 梅雨時の健康に気をつけよう	・第1回学校保健委員会 ・歯と口の健康週間 ・梅雨時の健康に気をつけよう	・健康観察の実施・健康相談 ・歯と口の健康の取組 ・水泳時の急救体制と健康管理 ・食中毒・感染症予防 ・熱中症予防	・水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査
7	夏を元気に過ごそう	・個人懇談 ・大掃除	・健康観察の実施・健康相談 ・水泳時の急救体制と健康管理 ・夏休みの健康生活指導と健康管理	・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・ネズミ、衛生害虫等の検査 ・水泳プールの水質検査 ・揮発性有機化合物の検査 ・ダニ又はダニアレルゲンの検査 ・清掃用具の点検・整備
8 9	生活リズムを整えよう	・身長・体重測定 ・ブル筋め ・避難訓練 ・修学旅行6年	・健康観察の実施(強化)・健康相談 ・夏休みの健康調査 ・疾病治療状況の把握 ・修学旅行前の健康調査と健康管理 ・手洗いの励行	・日常点検の励行

保健主事のための実務ハンドブックー令和2年度改訂ー付録に一部加筆

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 47

4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組 環境衛生検査に係る予算要求 例

予算要求資料

平成26年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：保健体育費 目：学校健康教育費

事業名 新 学校環境衛生設備整備費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 スポーツ健康課 学校保健給食係 電話番号：058-272-1111 (内 3593)

E-mail：e17769@pref.gifu.lg.jp

(平成26年4月1日以降のこの事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 体育健康課 学校保健係 電話番号：058-272-1111 (内 3593)

E-mail：e17769@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,250千円 (前年度予算額： 0千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財源内訳							
		国庫支出金	分担金	借用料	財産	寄附金	その他の収入	借入金	一般財源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,250	0	0	0	0	0	0	0	1,250
決定額	1,900	0	0	0	0	0	0	0	1,900

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

既存の検査機器は購入年度が平成6年度と古い。

耐用年数を大幅に過ぎているため、学校環境衛生基準に基づく検査結果の数値を正確に把握できないおそれがある。

(2) 事業内容

適切に校正された検査器具を、2年間で県内5団域の担当校に各1台を配備し、学校間で兼用して学校環境衛生検査を行い、児童生徒が健康で安全な学校施設で学習等できるようにする。
あわせて教職員に対し検査機器の操作指導や研修を行い、学校環境衛生定期検査を円滑実施する。

岐阜県公式ホームページより

(3) 署負担・補助率の考え方
県立学校の環境衛生検査を行うために機器購入の費用を県が負担するの妥当。

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
機器購入費	1,250	岐阜・関・東濃圏域のアスマン通風乾燥計等検査機器の購入
合計	1,250	

4 決定額の考え方

毎年度で各5団域の検査機を更新することとし、所要額を計上します。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

学校保健安全法第6条第1項の学校環境衛生基準に基づく。
学校が立案する学校保健安全計画において、学校環境衛生基準に示された学校環境衛生定期検査項目を位置付けている。

(2) 後年度の財政負担

2年目（27年度）に設置する団域（西濃・飛騨）の検査機器購入費

文部科学省 SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 46

4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組 環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例①

10 月 大目にしよう

- ・目的の愛護第一
- ・視力検査
- ・就学時の健康診断
- ・宿泊学習5年

- ・健康観察の実施・健康相談
- ・屋外運動の奨励と運動後の汗の始末
- ・かぜやインフルエンザの予防
- ・歯と口の健康の取組

- ・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査
- ・雑用水の水質及び施設・設備の検査

11 寒さに負けない体をつくろう

- ・第2回学校保健委員会
- ・いい歯の日

12 室内の換気に注意しよう

- ・健康相談
- ・個人懇談
- ・大掃除

・大掃除の実施の検査

1 外で元気に遊ぼう

- ・身長・体重測定
- ・避難訓練

- ・日常点検の励行
- ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査
- ・雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査
- ・ストップ管理

2 かぜをひかないように健康管理をしよう

- ・第3回学校保健委員会
- ・新入生説明会、一日入学

・ストップ管理

3 健康生活の反省をしよう

- ・耳の日
- ・大掃除

- ・保健室の整備
- ・大掃除
- ・学校環境衛生検査結果等のまとめと次年度への課題整理
- ・清掃用具の点検・整備

保健主事のための実務ハンドブックー令和2年度改訂ー付録に一部加筆

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 48

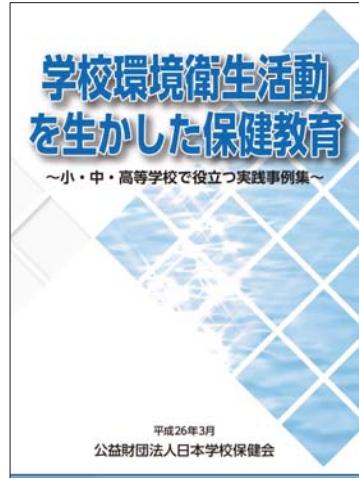
4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組 環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例②

令和 年 月 日			
1 定期検査			
(1)学校保健計画において学校環境衛生定期検査が位置付けられているか。		通・不適	
大項目	項目	法定回数	検査計画月
換気及び保温等	換気	2回	
	温度	2回	
	相対湿度	2回	
	浮遊粉じん	原則、2回(※1)	
	気流	原則、2回(※1)	
	一酸化炭素	原則、2回(※2)	
	二酸化窒素	原則、2回(※2)	
	揮発性有機化合物	原則、1回(※3)	
	ダニ又はダニアレルゲン	1回(※4)	
	採光及び照明	照度 まぶしさ	2回 2回
騒音	騒音レベル	原則、2回	
水質(飲料水等)	水質(飲料水等)	(※5)	
施設・設備(飲料水等)	施設・設備(飲料水等)	(※6)	
学校の清潔	大掃除 雨水の排水溝等	3回 1回	
ネズミ、衛生害虫等	排水の施設・設備 ネズミ、衛生害虫等	1回 1回	
教室等の備品の管理	黒板面の色彩	1回	
水質(ブルー水)	水質(ブルー水)	(※7、8)	
施設・設備の衛生状態(ブルー水)	施設・設備の衛生状態(ブルー水)	1回	
(2)学校環境衛生定期検査を実施しているか。		通・不適	
大項目	項目	法定回数	実施回数
	換気	2回	

岐阜県公式ホームページより一部削除

参考

学校環境衛生活動を生かした保健教育～小・中・高等学校で役立つ実践事例集～



学校において実際に行われている「保健管理」の視点を体育・保健体育科の授業を中心とした「保健教育」に生かすことで、児童生徒のみならず教職員が学校環境衛生に関心をもち、学校環境衛生活動が推進されることを期待して作成

掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/157>



4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組 環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例③

<参考 I - 4>

月	活動内容（主に定期検査）
4月 ～ 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健計画の確認及び修正 ・黒板面の色彩の検査 ・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査 ・飲料水等の水質及び施設・設備の検査 ・水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査 ・一酸化炭素及び二酸化窒素の検査
	<ul style="list-style-type: none"> ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん及び気流の検査 ・ネズミ、衛生害虫等の検査 ・水泳プールの水質の検査 ・大掃除の実施の検査 ・揮発性有機化合物の検査 ・ダニ又はダニアレルゲンの検査
7月 ～ 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査 ・大掃除の実施の検査
	<ul style="list-style-type: none"> ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査
10月 ～ 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査 ・学校保健委員会（定期検査の報告及び評価） ・学校保健計画案の作成（学校環境衛生活動に関する計画立案）
	<ul style="list-style-type: none"> ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・大掃除の実施の検査
	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査

学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践[平成30年度改訂版] X

CULTURE, SPORTS.

参考

学校における水泳プールの保健衛生管理 平成28年度改訂版



掲載URL:
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook_ebook_H290010/index_h5.html#E%A1%A8%E7%B4%99



参考

学校における薬品管理マニュアル

**学校における
薬品管理
マニュアル**

公財財団法人 日本学校保健会

掲載URL:
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H220030/index.html

QRコード

目 次	
第1章 薬品概説	1
1 はじめに	
2 医薬品とは	
3 その他の薬品	
第2章 学校での医薬品取扱いに関する対応	4
1 一般用医薬品の取扱いに関する対応	
2 医療用医薬品の取扱いに関する対応	
第3章 教育委員会・医療関係者との連絡・相談体制	15
1 教育委員会の役割	
2 主治の、学校医及び学校歯科医師との連絡及び相談体制	
3 学校薬剤師との連絡及び相談体制	
第4章 一般用医薬品の取扱い	17
1 取扱い	
2 管理及び保管・管理	
3 使用	
4 学校行事での取扱い	
5 廃棄方法	
第5章 医療用医薬品の取扱い	25
1 保管・管理	
2 使用	
3 緊急時の対応	
第6章 保健室以外における校内の薬品管理	29
1 管理上の組織体制	
2 理科室などにおける薬品管理	
3 薬庫の管理	
4 その他の薬品管理	
参考	38
・調査資料	
・関連通知	
・参考文献、参考サイト	
SPORTS.	53

参考

その香り困っている人がいるかも？



掲載URL:
https://www.caa.go.jp/policies/policey/consumer_safety/release/assets/consumer_safety_cms205_210804_01.pdf

QRコード

事務連絡
令和3年8月6日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区画法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

香りの配慮に関する啓発資料の活用について（依頼）

近年、柔軟剤などの香りにより体調不良を訴えるといった相談が増加していることなどを踏まえ、関係省庁が連携し、別添のとおりポスターを作成しましたので適宜掲示するなど活用をお願いいたします。

学校において児童生徒等が健康で快適に活動できる学習環境を確保するために、柔軟剤などの使用にあたっては使用量の目安などを参考に周囲の方への配慮を心がけていただくことが重要です。

都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれましては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれましてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区画法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

参考

健康的な学習環境を維持管理するために—学校における化学物質による健康障害に関する参考資料—



掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1315519.htm

QRコード

目 次

第1章 「シックハウス症候群」及びいわゆる「化学物質過敏症」について	1
1 「シックハウス症候群」について	1
2 いわゆる「化学物質過敏症」について	1
3 本資料における用語の使い方	2
第2章 「シックハウス症候群」に対する予防対策の考え方	3
1 文部科学省のこれまでの対応	3
2 「学校環境衛生基準」について	7
3 学校施設整備上の留意事項	11
4 日常の留意点	14
第3章 「シックハウス症候群」が発生した場合の対応	16
1 「シックハウス症候群」の早期発見及び対応の方策	16
2 「シックハウス症候群」の発生後の対応	17
第4章 いわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等に対する個別対応の基本的な考え方	20
1 文部科学省のこれまでの対応	20
2 いわゆる「化学物質過敏症」とみられる児童生徒等への対応	21

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省

ご清聴ありがとうございました。